

(証券コード 8801)  
2020年6月26日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号  
**三井不動産株式会社**  
代表取締役社長 菰田正信

## 第108回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、本日開催の当社第108回定時株主総会において、下記のとおり報告および決議されましたので、ご通知申しあげます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第108期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第108期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

本件は、上記の内容を報告いたしました。

### 決議事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、期末配当は、1株につき22円と決定いたしました。

なお、2019年12月に、1株につき22円の間配当をお支払いしておりますので、1株当たりの年間配当は44円となります。

#### 第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

なお、変更内容は4頁に記載のとおりであります。

**第3号議案 取締役1名選任の件**

本件は、原案どおり新たに植田俊が選任され、就任いたしました。

**第4号議案 監査役2名選任の件**

本件は、原案どおり尾関幸美が再選され、新たに石神裕之が選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、尾関幸美は社外監査役であります。

**第5号議案 取締役賞与支給の件**

本件は、原案どおり承認可決され、当期末時点の取締役8名（社外取締役を除きます。）に対する取締役賞与と支給額を総額428,200,000円と決定いたしました。

**第6号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件**

本件は、原案どおり承認可決され、取締役（社外取締役を除きます。）に対し、譲渡制限付株式報酬制度を導入し、譲渡制限付株式の付与のための金銭債権を年額6億円以内にて支給し、付与する譲渡制限付株式の総数は年200,000株以内とすることといたしました。

これに伴い、すでに付与済みのものを除き、株式報酬型ストックオプション制度を廃止し、今後、取締役（社外取締役を除きます。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を新たに発行しないことといたしました。

以 上

また、本総会終了後に開催された監査役会において、引き続き佐藤雅敏が常勤の常任監査役であることを確認し、石神裕之が常勤の常任監査役に選定され就任いたしました。

## 配当金のお支払いについて

第108期の期末配当金（1株につき22円）は、同封の「期末配当金額収証」により、払渡期間内（2020年6月29日から2020年7月31日まで）に最寄りのゆうちょ銀行全国本支店および出張所ならびに郵便局（銀行代理業者）でお受け取りいただきますようお願い申し上げます。

なお、配当金の口座振込をご指定の方には、「期末配当金計算書」および「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には、「期末配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」を同封しておりますので、内容をご確認いただきますようお願い申し上げます。

## 定款一部変更の内容

(下線は変更部分)

変更前定款	変更後定款
<p>第1条～第2条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(10) (条文省略)</p> <p style="padding-left: 20px;">(新 設)</p> <p>(11)～(12) (条文省略)</p> <p style="padding-left: 20px;">(新 設)</p> <p>(13)～(23) (条文省略)</p> <p>2 前項の事業を遂行するため必要のあるときは、出資し、融資し、保証し、又は会社の発起人となることができる。</p> <p>第4条～第24条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第25条 取締役会は、その決議によって、代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p style="padding-left: 20px;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 20px;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 20px;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 20px;">(新 設)</p> <p>第26条～第39条 (条文省略)</p>	<p>第1条～第2条 (現行のとおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(10) (現行のとおり)</p> <p><u>(11) 発電および電気・熱等の供給</u></p> <p><u>(12)～(13) (現行のとおり)</u></p> <p><u>(14) 警備業法に基づく警備業</u></p> <p><u>(15)～(25) (現行のとおり)</u></p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>第4条～第24条 (現行のとおり)</p> <p>(代表取締役、役付取締役および執行役員等)</p> <p>第25条 取締役会は、その決議によって、代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p><u>3 取締役会は、その決議によって、執行役員を定め、当会社の業務を執行させることができる。</u></p> <p><u>4 取締役会は、その決議によって、前項の執行役員のうち、会長執行役員、社長執行役員各1名、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員各若干名を定めることができる。</u></p> <p><u>5 取締役会は、その決議によって、グループ執行役員を定め、関係会社の業務を執行させることができる。</u></p> <p><u>6 取締役会は、その決議によって、前項のグループ執行役員のうち、グループ上席執行役員若干名を定めることができる。</u></p> <p>第26条～第39条 (現行のとおり)</p>

以上